

職場つみたてNISAに関するガイドライン

職場つみたてNISAと親和性の高いつみたてNISAを原則として記載（一般NISAについては第5章を参照）している。

第1章 総則

1. 制定の趣旨

NISA推進・連絡協議会は、NISA推進・連絡協議会に参加する業界団体等に属する金融商品取引業者及び金融機関等（以下「NISA取扱業者」という。）が取り扱う職場つみたてNISAについて、適正かつ円滑な運営と制度の普及の促進を図るため、本ガイドラインを制定する。

本ガイドラインは、つみたてNISA口座により投資する場合を中心に記載しており、一般NISA口座により投資する場合には、本備考欄及び第5章の記載を参照すること。

2. NISA取扱業者による法令等の遵守等

NISA取扱業者が職場つみたてNISAを取り扱う場合には、税法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令及び関係諸規則を遵守しなければならない。

3. 定義

本ガイドラインにおける次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 役職員等

民間企業等、官公庁等又はその他の事業体から給与や賞与などの名目で定期的に報酬を得ている者をいう。

「役職員等」については、実施主体の実態に応じて規約の中で規定する。

(2) 職場

役職員等が所属する民間企業等、官公庁等又はその他の事業体をいう。

職場の範囲については、各事業者が自社の実態に応じて判断するものとする。

(3) 職場つみたてNISA

職場において、福利厚生目的のために、役職員等が定時定額で拠出した資金等をもって、NISA取扱業者が選定した金融商品（以下「職場つみたてNISA対象商品」という。）に投資する仕組みをいう。

職場つみたてNISAの拠出金については、給与等からの天引き方式又は口座振替方式のいずれも可能。

(4) つみたてN I S A口座

N I S A制度における年間 40 万円までの投資（非課税期間 20 年間）に係る譲渡益や分配金が非課税となる口座をいう。

(5) 一般N I S A口座

N I S A制度における年間 120 万円までの投資（非課税期間 5 年間）に係る譲渡益や配当等が非課税となる口座をいう。

(6) 事業主等

民間企業等、官公庁等又はその他の事業体で、当該職場に所属する役職員等に対して職場つみたてN I S Aを提供する主体をいう。

(7) 利用者

職場つみたてN I S Aを利用する役職員等をいう。

(8) 事務局

職場つみたてN I S Aの運営に係る事務等を担当する事業主等の組織（当該事務を代行する組織を含む。）をいう。

- イ 利用者からの諸届出受付事務
- ロ 利用者への諸連絡事務
- ハ 利用者の拠出金に係る事務
- ニ N I S A取扱業者との連絡・確認事務
- ホ N I S A取扱業者への金銭の送金事務
- ヘ その他上記に付随する事務

(9) 拠出金

利用者が職場つみたてN I S Aにより、職場つみたてN I S A対象商品へ投資するため拠出する金銭をいう（事業主等による奨励金を含む。）。

(10) 奨励金

職場つみたてN I S Aによる職場つみたてN I S A対象商品の投資に際し、事業主等が利用者に付与する金銭をいう。

(11) 投資アドバイス

利用者によるライフプランや資産形成目的に基づいた商品選択の支援を行うため、N I S A取扱業者が提供するサービスをいう。

天引き方式と口座振替方式の違いにより、事務局の事務に差異があることに留意する。（左記の事務をすべて網羅する必要はない。）

第2章 職場つみたてNISA

1. 目的

職場つみたてNISAは、職場において役職員等の自助努力による資産形成を支援することによって、福利厚生を増進を図ることを目的とする。

2. 規約の制定

NISA取扱業者は、事業主等に対し、以下に掲げる項目を含む職場つみたてNISAに係る規約を設け、利用者への周知・説明に努めるよう求めるものとする。

- イ 参加資格に関する事項
- ロ 毎月の拠出金に関する事項
- ハ 対象商品・運用商品に関する事項
- ニ 投資教育に関する事項
- ホ 自己責任原則の確認に関する事項
- ヘ 奨励金に関する事項

3. 投資・拠出

(1) 職場つみたてNISAにおける拠出金は、次に掲げるいずれかの方法により拠出するものとする。

- イ 給与からの天引き
 - ロ 役職員等の証券口座・預貯金口座からの引き落とし
- なお、役職員等が、非課税投資枠の余剰分について、職場つみたてNISA制度によらず、NISA取扱業者に対し直接に資金を拠出し、NISA制度による投資を行うことは差し支えない。

(2) つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいては、定時定額の積み立て方式による拠出に限定する。

事業主等に代わりNISA取扱業者が、規約の説明を行うことも考えられる。つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいては、臨時に拠出した資金をもって投資することはできない。奨励金を付与しない事業主等の場合は、その記載は不要。

職場つみたてNISAではなく、役職員等が自身の資金により直接、投資ができる旨を規定。職場つみたてNISAによらずつみたてNISA口座や一般NISA口座での取引ができる旨を規定しており、その場合、役職員等はガイドラインで定める手続き等は不要。

(3) 一般N I S A口座を利用する職場つみたてN I S Aにおいては、N I S A取扱業者は、リスクをより軽減する観点から、定時定額の積み立て方式（ドルコスト平均法）による拠出を推奨することが望ましい。

なお、事務負担等の観点から、定時定額の積み立て方式による拠出に限定することもできる。

第3章 N I S A取扱業者の責務等

1. 事務の受託

(1) N I S A取扱業者は、職場つみたてN I S Aの取扱いを受託するに際し、以下に掲げる能力等を具備するものとする。

イ N I S A制度が定める手続き及び管理等を履践できる能力

ロ 定時定額の積み立て方式等による拠出に係る手続き及び取引の執行を遂行できる能力

ハ 利用者に対する十分な投資教育及び適切な投資アドバイスを提供する能力

ニ 利用者に対してN I S A制度、金融商品取引法その他職場つみたてN I S Aに関する法令諸規則や税制に関する情報提供を適切に行う能力

ホ 利用者に対してリスクに係る条項の確認を行う能力

ヘ 事務局及び利用者に対して、市場環境急変等の際に適時適切な情報を提供できる能力

(2) N I S A取扱業者は、事業主等が利用者に多様な選択肢を確保する観点から、事業主等が複数のN I S A取扱業者と職場つみたてN I S Aに関する契約を締結することを妨げないものとする。

(3) N I S A取扱業者は、職場つみたてN I S Aの運営において、金融商品取引法、日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則等を遵守して事務を行うものとする。

複数金融機関が事務を受託することも可能とする。

例えば、金商法上の契約締結前交付書面の交付義務や目論見書の交付義務等

2. 職場つみたてNISAの対象商品について

- (1) NISA取扱業者が職場つみたてNISAにおいて特に一定の金融商品を推奨する場合には、利用者の中長期の資産形成の観点からこれを選定するものとする。
- (2) NISA取扱業者は、つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAで提供する金融商品について、関係法令が定める要件を満たす金融商品を提供するものとする。
- (3) NISA取扱業者は、職場つみたてNISAで提供する金融商品を選定する際に、事業主等や利用者の意向を参考にすることが望ましい。

3. 金融・投資教育の提供

- (1) NISA取扱業者は、利用者から投資・拠出の申込みを受けるときまでに、利用者に対して、以下の事項を含む金融・投資教育を提供するものとする。
 - イ 税制（NISA制度の概要を含む。）
 - ロ 資産形成の目的
 - ハ 分散投資・長期投資の効果
 - ニ 対象商品の特性・リスク
- (2) NISA取扱業者は、事業主等からの求めに応じ、利用者に対し、継続して、金融・投資教育を提供するものとする。

職場つみたてNISAが自己責任の下で運用をする資産形成制度であることを始め、ライフプラン、マネープランなど、基礎的な投資知識や金融知識の習得等を可能とする機会を提供する必要がある。利用者が金融・投資教育を受けたうえで職場つみたてNISAを利用することを確保するため、NISA取扱業者は、投資・拠出の申込みの際に金融・投資教育の提供を受けたことを確認することが考えられる。

利用者に対し、加入後も継続して、利用者の知識レベルやニーズ等を勘案した金融・投資教育を提供していくことが望ましい。

- (3) N I S A取扱業者は、前記(1)及び(2)に関わらず、事業主等からの求めに応じ、金融・投資教育、金融商品の情報等を提供するものとする。

4. 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘について

- (1) 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘は、外務員登録を受けている者が、金融商品取引法及び日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則を遵守し、利用者の特性及び意向を十分に踏まえ、これを行うものとする。
- (2) N I S A取扱業者は、職場つみたてN I S Aの趣旨を十分に踏まえ、利用者が迷惑するような時間に訪問や電話による投資アドバイスの提供や金融商品の勧誘を行わないものとする。

第4章 適正な運営の担保

1. 事業主等への情報提供

N I S A取扱業者は、事業主等による職場つみたてN I S Aの適正な運営に必要なモニタリングを可能にするため、事業主等からの求めに応じ、職場つみたてN I S Aにおける取引に係る情報を提供するものとする。

2. 事業主等への利益供与の禁止

N I S A取扱業者は、事業主等が職場つみたてN I S Aを導入・運用するに当たって、事業主等に対して金銭の支払等の利益供与を行わないものとする。

天引き方式や口座振替方式の別、奨励金の有無により、個人情報の内容が変わることに留意する。

事業主等からN I S A取扱業者への利用者の個人情報の提供は利用規約で担保されていると考えられるが、利用者の個別の取引状況等の情報を事業主等に提供する場合は、利用者に対し、別途、あらかじめ個人情報の提供の同意を得ることが望ましい。

職場つみたてN I S Aの導入・運用に対する利益の提供を禁止する。

第5章 一般NISA口座を利用する職場つみたてNISA Aについての特則

前章までに定める規定のうち、一般NISA口座を利用する職場つみたてNISA口座に関し必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2章「2. 規約の制定」において、「ロ 利用者の
拠出金に係る事務」は「ロ 毎月の拠出金及び賞与の際
の臨時拠出金に関する事項」とする。

- (2) 第3章「1. 事務の委託」(1)に掲げるNISA取扱
業者が具備すべき能力等として「職場つみたてNISA
の目的に合致する適切な商品選定を行う能力」を加え
る。

- (3) 第3章「2. 職場つみたてNISAの対象商品につい
て」として、NISA取扱業者は、提供する金融商品に
ついて、利用者に多様な選択肢を提供する観点から、真
にやむを得ない場合を除き、商品性・リスク度合の異な
る金融商品を少なくとも三以上提供するものとする。こ
の場合、NISA取扱業者は、職場つみたてNISAが
事業主等による福利厚生制度であることに鑑み、利用者
のリスク許容度や資産形成目的に十分配慮し、長期・分
散投資型の金融商品を一以上選定するものとする。

一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいては、臨時に拠出した資金をもって投資することが可能なため、「ロ 毎月の拠出金及び賞与の際の臨時拠出金に関する事項」とすることが望ましい。

例えば、株式組入れ比率の異なる商品等

「真にやむを得ない場合」とは、例えば、NISA取扱業者が取り扱っているNISA対象商品が三未満の場合等を想定。

「長期・分散投資型の金融商品」とは、例えば、既に様々な資産に分散されているバランス型など、利用者の資産配分を出来る限り軽減するリスクコントロール型の金融商品を想定。

(注) このガイドラインは、令和2年4月1日以後の職場つ
みたてN I S Aについて適用し、同日前については、な
お従前のとおりとする。

本ガイドライン改訂前の
既契約について、本ガイド
ラインの改訂に伴う規約
等の修正は不要である。

以 上